

セクシュアル・ハラスメントが起こったら

－ セクシュアル・ハラスメント教職員チャート －

相談を受けたとき

- ◇しっかりと話を聞き、共感的に受けとめる。
「つらかったね。」「よく話してくれたね。」
「あなたは、悪くない。」
- ◇相談者の意思を最優先しながら、無理のない範囲で聞き取りを行い、必要に応じて管理職や「セクハラ電話相談」等への相談を促す。
- ◇記録をとるときは相談者の了解を得る。
- ◇情報の拡散を防ぐ。(二次被害の防止)

被害を受けたとき

- ◇信頼できる人に相談する。
- ◇相談や事実確認のために、セクハラを受けた日時・場所・言動等を詳細に記録しておく。
- ◇職場の管理職に相談する。
- ◇「セクハラ電話相談」等に相談できる。

子どもが被害を受けたとき

- ◇被害者の話を受容的に受けとめる。
「よく話してくれたね。」
「あなたの言うことを信じるよ。」
「どんなことができるか一緒に考えようか。」
- ◇管理職に報告する。
- ◇「セクハラ電話相談」等に相談できる。

個別のケースに応じたきめ細かな対応が必要

管理職

- ◇被害者の立場に立つことを第一とする。
- ◇当事者等から事実確認をし、最善な解決策を考え、迅速で適切な対応をする。
- ◇プライバシーの保護や人権を尊重すると共に秘密事項は守秘する。
- ◇教育委員会指導部「セクハラ防止担当」に報告する。
- ◇必要な場合は、「セクハラ電話相談」に相談する。
<「男女雇用機会均等法」改正の趣旨をふまえて対応にあたる>

セクハラ電話相談「サポートルーム」

- － 第三者的立場で専門の相談員が電話と面談で相談を受ける－
- ◇Tel.6375-9971 ◇場所 地下鉄谷町線「中崎町」駅下車
- ◇毎週木曜日 12:00~19:00 (面談は、事前申込みが必要)

教育委員会指導部「セクハラ相談窓口」

- ◇教育委員会指導部の担当者が対応する。 Tel.6208-9185
- ◇教育委員会では、平成17年に次のような「救済システム」を立ち上げ、セクハラ被害の早期救済に努めている。

教育委員会指導部「セクハラ防止担当」への報告

《セクシュアル・ハラスメント発生時の基本姿勢》
被害者の保護・救済を第一義とする

セクシュアル・ハラスメントから子どもたちを守る「救済システム」

個別のケースに応じて、「弁護士」「臨床心理士」「医師（心療内科等）」が、被害者の救済を第一に考えて適切な解決・救済に向けて取り組みます。